平成３１年度
ときがわ町地域公共交通活性化協議会
第１回分科会

■開催日時　平成３１年４月２５日（木）１４：００～

■場　　所　ときがわ町就業改善センター２階会議室

本日の分科会の目的

本日の分科会では、平成３１年度に検討・導入をしていくデマンド交通（以下、「新デマンド交通」という。）について、協議会員の皆さんに仕組みを理解していただき、新デマンド交通の問題点・課題などの洗い出しを行っていきます。

本題に入る前に

　ときがわ町における公共交通の基本は路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）であり、個別交通の基本は、タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業）です。
　平成３１年度に検討・導入をしていく新デマンド交通は、町の基本である路線バス、タクシーを補完もしくは一部代替えするものであり、既存の路線バス、タクシーと競合するものであってはいけません。
　ときがわ町の公共交通を現状以上の衰退をさせるような影響を与えることなく、各地域の課題を解決することのできる新デマンド交通の検討をお願いします。

町の東側エリア

■路線バスが主要道路に運行されており、住居の多くが各バス停から半径５００m以内となるようにバス停が配置されているものの、一部半径５００mを超える地域（交通空白地域）が残されている。（小倉、日野原、仲井、五明、日影、馬場、本郷など）
■路線バスはせせらぎバスセンターを中心に町外の私鉄駅を結ぶ幹線としているため、町内横の移動がしづらい。
■町内にタクシーが配車されていない。

交通弱者の利便性を向上させるとともに、どのようにしたら、タクシー事業者がときがわ町にタクシーを配車できる状況にすることができるか

町の西側エリア

■全国的な乗務員不足などにより、現在運行されている路線バス、デマンドバスの縮小が余儀なくされており、交通空白地域となることを防ぐため、代替えとなる公共交通の構築が急務となっている。
■町内にタクシーが配車されていない。

縮小となる公共交通の代替え交通を
どのようにして作っていくのか

路線バスの縮小とは

現在、ときがわ町の路線バス／デマンドバスは、１日１５人の乗務員によって運行されています。
全国的な乗務員不足により、ときがわ町路線バスに割り当てられる乗務員の数を１５人から１２人に減らさなければいけません。

■乗務員が３人減ることによって

※片道を１便と数えます。バスセンター　→　駅　→　バスセンターの往復で２便です。

	現在の運行便数	縮小後の運行便数	備考
と01明覚駅経由武蔵嵐山駅行き	３０	２８	２便減
と02十王堂前経由武蔵嵐山駅行き	３０	２６	４便減
と03竹の谷行き	１７	１９	２１便減 デマンドバスと合わせ３０便あったものが１９便となる。
と04日向根行き	１９	０	３０便減 デマンドバスと合わせ３０便あったものが０便となる。
と05-1都幾川四季彩館行き	３０	９	２１便減　１０時以降の便を廃止
と05-2越生駅東口行き	３４	３０	４便減
と06小川町駅経由日赤病院前行き	２５	２４	１便減
デマンドバス（大野・雲河原ゾーン）	１３	０	廃止
デマンドバス（大附・椚平ゾーン）	１１	０	廃止

※平日の運行本数に影響がでます。休日については当面の間は現状維持できる見込みです。
※３人減少することによるシュミレーションをしたものであり確定したものではありません。

平成３１年度に検討・導入をしていく新デマンド交通

（１）お出かけタクシー

目的：①路線バスを補完するものとして、バス停から離れた地域や町内横の移動を行う。（個人交通）
②ときがわ町にはタクシーが配車されていない。ときがわ町をタクシー事業者にとって営業的魅力のある町とする。

■導入エリア　町の東側エリア（玉川小学校区、明覚小学校区）
■運行時間帯　日曜日、祝日を除く、午前８時３０分から午後７時００分まで　※終了時間については検討
■利用方法　利用料金以外は通常のタクシー利用と同じ
■乗降場所指定　なし　※区域外への移動は不可（公費負担をしない。通常のタクシー料金を支払う）
■乗り合い　しない　※家族、知人等との乗合せは可とする。
■利用できる人　ときがわ町に住民登録があり、お出かけタクシーの利用登録がされている者（以下、「利用登録者」という。）
■運行車両　タクシー事業者が所有するセダン型車両
■運行主体　タクシー事業者
■予約受付　タクシー事業者に電話予約
■利用料金　タクシーメーター料金に応じた利用料金

タクシーメーター料金（A）	お出かけタクシー料金（B）
～２，０００円	５００円／台
２，００１円～３，０００円	１，０００円／台
３，００１円～	１，５００円／台

タクシーメーター料金（A）－お出かけタクシー料金（B）＝公費負担



【課題】
現在のときがわ町のタクシー利用状況では、タクシー乗務員が平均的に得る運賃収入とならない。
タクシーメーター料金の差額補填だけでは、ときがわ町にタクシーを配車することはできない。差額補填以外に公費負担が必要。

お出かけタクシーは一般のタクシー運行の中で、利用登録者が決められた区域内の移動をした場合に、タクシーメーター料金とお出かけタクシー料金の差額を公費で補填するものです。
お出かけタクシー利用者がいないときは、一般のタクシーとして営業を行います。現在ときがわ町には常駐しているタクシーはありませんが、お出かけタクシーを導入することにより、ときがわ町にタクシーが常駐される環境をつくります。

平成３１年度に検討・導入をしていく新デマンド交通

（２）デマンドワゴン

目的：　乗務員不足により縮小となるバス路線を代替えする公共交通を作る。

■導入エリア　　町の西側エリア（萩ケ丘小学校区）＋東側エリア内の指定ポイント（バスセンター、明覚駅、本庁舎）
■運行時間帯　　土曜日、日曜日、祝日を除く、午前６時００分から午後９時３０分まで　※終了時間については検討
■運行形態　　時間帯別に運行方法が変化する
　　始発～　９：００（おはよう時間）　日向根発せせらぎバスセンター行きとして路線型運行（予約不要）※路線バス形態
　９：００～１６：００（おでかけ時間）　ダイヤのない「ドアｔｏドア」型区域運行（要予約）※乗合タクシー形態
１６：００～２１：３０（おかえり時間）　ダイヤのある「ハブｔｏドア」型区域運行（要予約）※現在のデマンドバスに近い運行形態
■乗降場所指定　あり　※予約システムの都合上ポイント指定が必要。自宅はポイントと考える？
■乗り合い　　あり
■利用できる人　制限なし
■運行車両　　町が所有する１０人乗りワゴン車
■運行主体　　交通事業者または、ときがわ町
■予約受付　　受付システムを導入　※スマートフォンなどから予約可能なもの
■利用料金　　案１：路線バス／デマンドバスの運賃に準じたもの
　　区域内の乗降：２２０円／人
　　バスセンターなどの区域外のポイント：３６０円／人
　　案２：お出かけタクシーに準じたもの
　　５００円／人



【課題】
　運行事業者が路線バスと別の事業者になるため、従来のように路線バスと一体運賃とすることはできません。
※デマンドワゴンから路線バスに乗り換えると初乗り料金がかかるようになります。
　西側区域→バスセンター：360円→駅：140円　合計500円だったものが
　西側区域→バスセンター：360円→駅：360円　合計720円になります。
※デマンドワゴンに路線バスの定期券は使えません。

平成３１年度に検討・導入をしていく新デマンド交通

（３）お出かけタクシーの運行イメージ

・ポイントを設定しないフルデマンド（ドアｔｏドア）方式
・乗合をしない
・予約必要
・区域外へ出る場合は通常のタクシー運賃を支払う
・登録者以外が使用する場合は通常のタクシー運賃を支払う

一般タクシー



（４）デマンドワゴンの運行イメージ

※おはよう時間　始発～　９：００

・日向根発せせらぎバスセンター行き定時定路線方式
・乗合路線バスとしてダイヤを設定して運行する。
・予約・登録不要

路線バス



平成３１年度に検討・導入をしていく新デマンド交通

（５）デマンドワゴンの運行イメージ

※おでかけ時間　９：００～１６：００

・ポイントを設定したフルデマンド方式
・乗合をする
・乗合の状況により目的地に直接行けず遠回りになることがある。
・予約必要
・区域外は指定ポイントのみ移動可能
・区域外指定ポイント間の移動はできない。
・旅客の乗車地、降車地のいずれかが区域内のポイントであることが必要

乗合タクシー

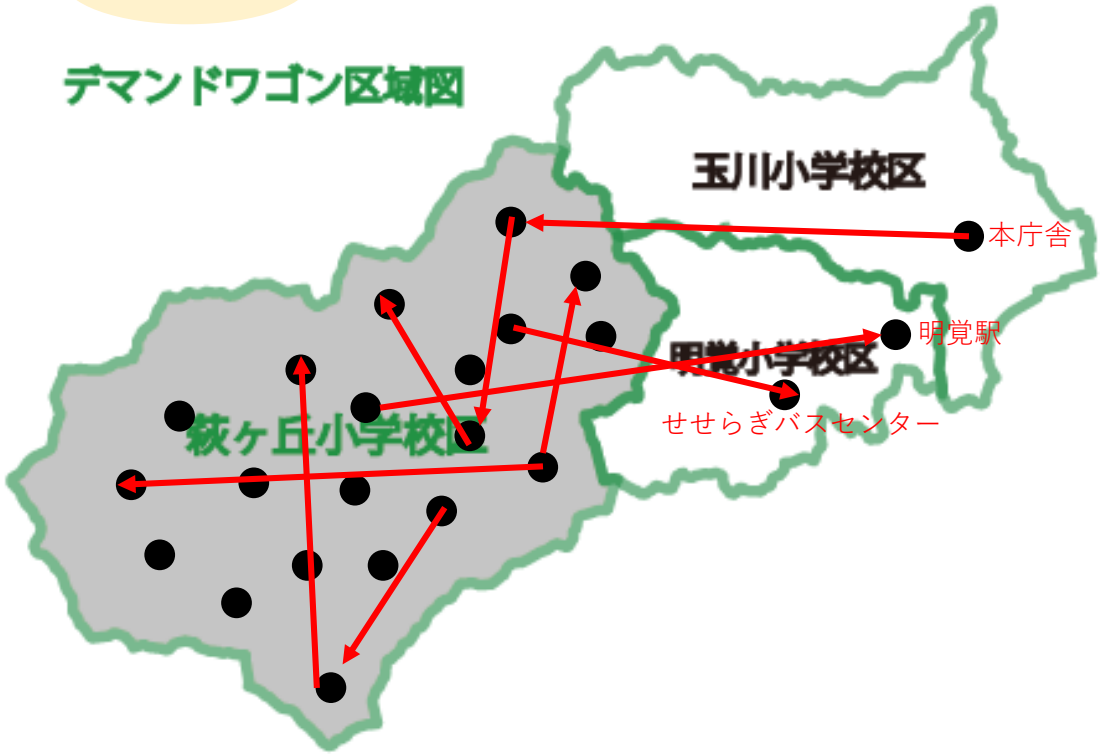

（６）デマンドワゴンの運行イメージ

※おかえり時間　１６：００～２１：００

・せせらぎバスセンターとポイントを結ぶセミデマンド方式
・乗合をする
・乗合の状況により目的地に直接行けず遠回りになることがある。
・予約必要（バスセンターでの直前予約可）
・路線バスのダイヤに合わせてせせらぎバスセンターを発車する時間を設定
・利用者のいるポイントを順次回っていく
・利用者がいなければ発車しない

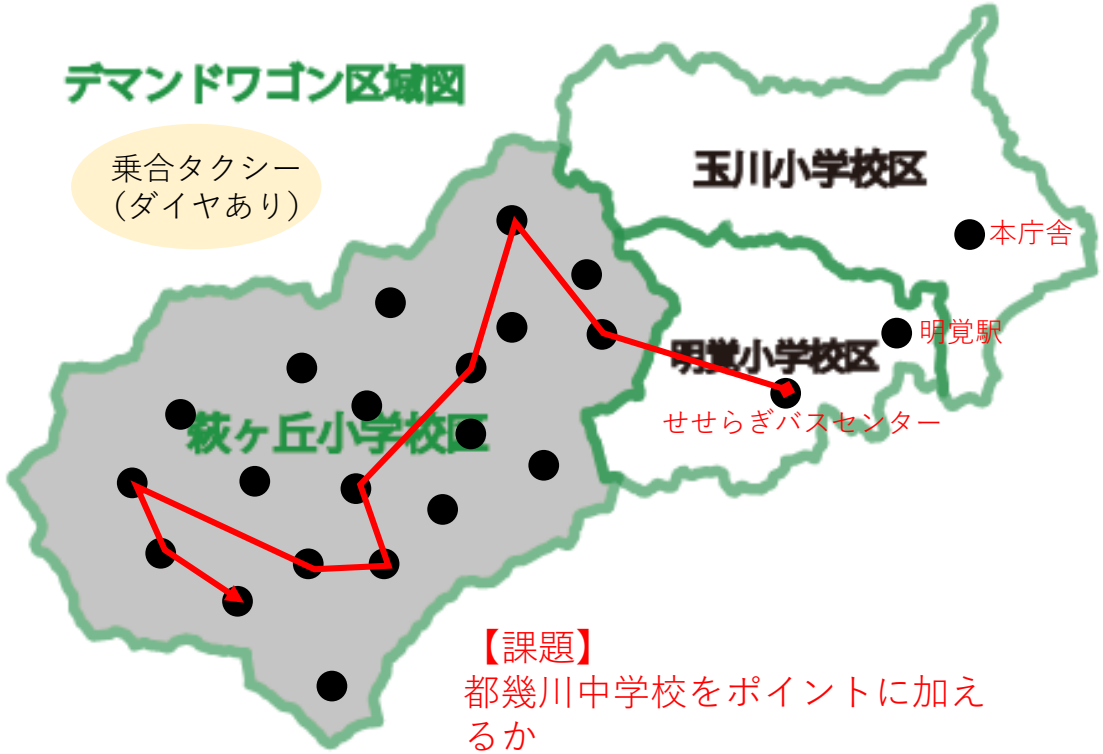

【課題】
都幾川中学校をポイントに加えるか

平成３１年度に検討・導入をしていく新デマンド交通

（７）デマンドワゴンの運行イメージ

業務に必要な人員、機材など

①運行管理者　２名／日　＋　交代要員
②運　転　手　２名／日　＋　交代要員
　※２種免許保有者もしくは、１種免許+講習受講
③予約受付　　２名／日　＋　交代要員
　※運行管理者と兼ねる
④整備担当者　１名／日　＋　交代要員

１０人乗りワゴン車　２台／日
予約受付システム　　１台
予約受付端末　　車両台数分
携帯電話　　車両台数分
インターネット回線　１回線

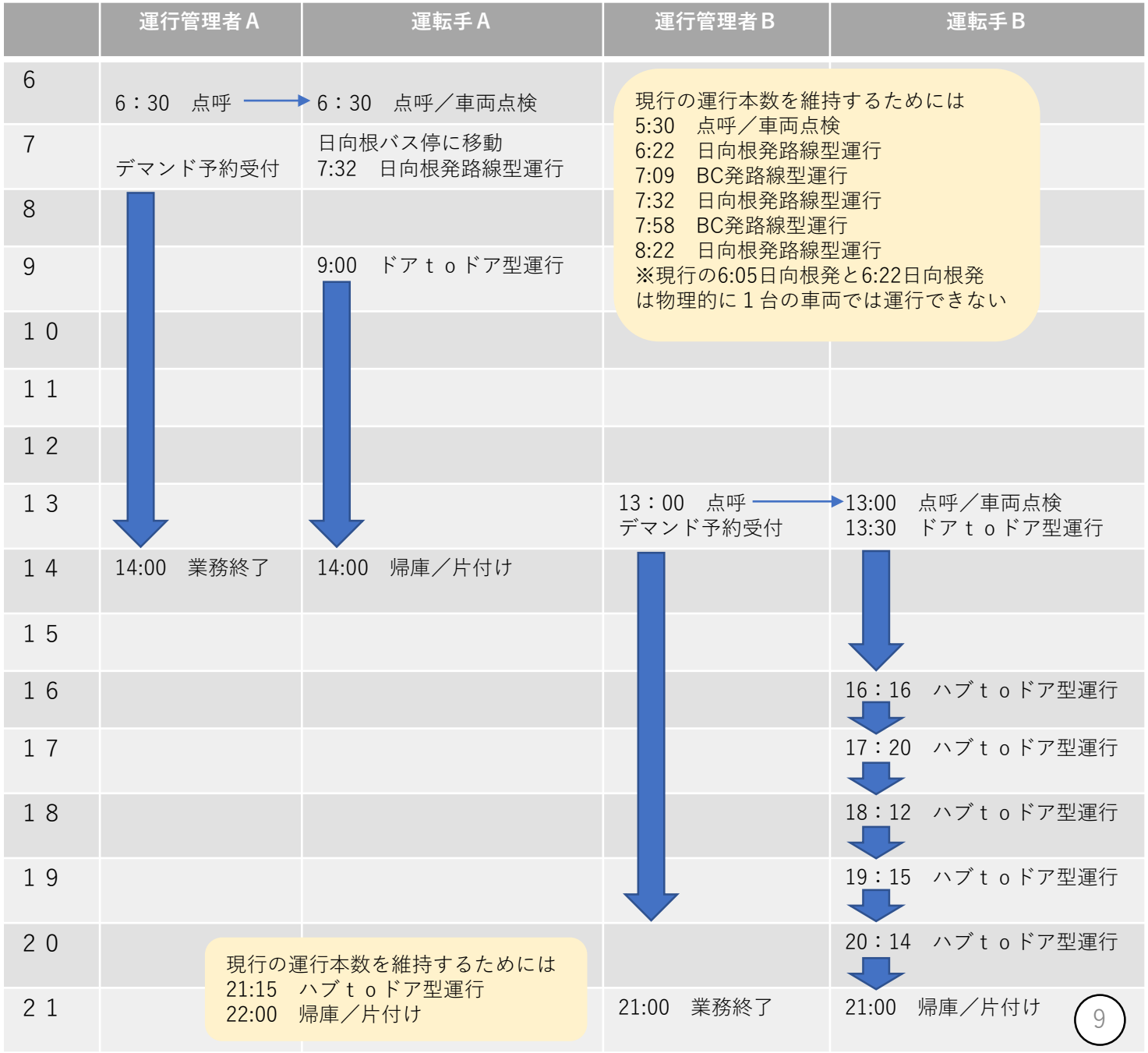

問題は・・・

■誰が新デマンド交通の運行を担うことができるのか？

・乗務員不足のため運行したくても運行することができない。　→　路線バスの縮小
・事業者は赤字を負ってまで事業に参入することはできない。　→　タクシーの撤退

■新デマンド交通を維持・継続していくことができるのか？

本来、公共交通は利用者が支払う運賃により賄われるものですが、現在の公共交通は公費による負担なく維持していくことはできません。

人口減少、少子化、高齢化が進む中、無制限に公費を公共交通に投入することはできません。
公共交通を維持していくためには、限られた公費による財政負担の中で、どこまでの公共交通を「提供できるのか」「提供すべきなのか」が課題です。

○お出かけタクシー

町としては新たな公費負担となります。

○デマンドワゴン

路線バス、デマンドバスの縮小により減額となる経費の範囲で運行できることが理想です。

お出かけタクシー導入に向けた検討

タクシー運転手は歩合制が基本

お出かけタクシーは、タクシー料金から個人負担分を除いた差額を町が公費で負担することで住民は安価に移動手段を得ることができ、タクシー事業者はタクシーの利用数が増加することでときがわ町で営業できる収益を上げるようにするものですが、ときがわ町のタクシー利用実態としては十分な利益を上がるだけの利用がない状況です。

平成２９年度に実施した「お出かけタクシー実証実験」では、ときがわ町を含む地域の平均的な１日の収入額36,000円を補償することを条件に、３か月間、明覚駅前にタクシー車両１台を配車して実証実験を行いました。
実証実験期間中、お出かけタクシーの利用がない場合には一般利用者が通常のタクシーとして利用可能なものとし、お出かけタクシー利用、一般利用合計のメーター料金が36,000円に満たない部分を公費により補填してきました。

実証実験期間中の平均収入額は約18,600円／日であり地域平均の１／２でした。
お出かけタクシー利用料金差額と合わせると約６０％を公費負担していることになります。

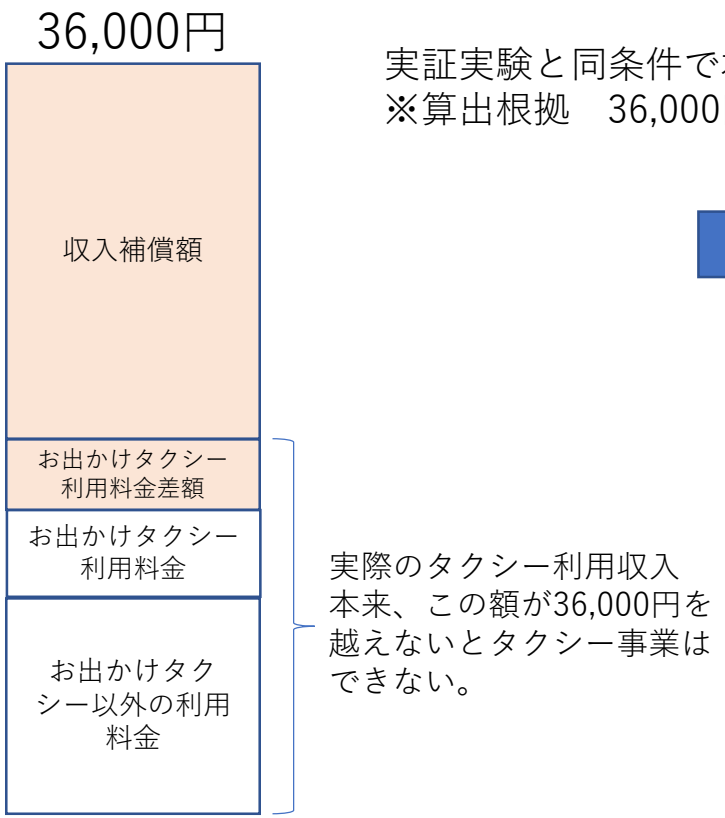

実証実験と同条件で本運行に移行した場合　年間約６３０万円　の公費負担が必要となります。
※算出根拠　36,000円×289日×６０％＝6,242,400円

年間600万円を越える公費負担を続けていくことには無理がある。
公費負担を下げ、尚且つ、タクシー事業者が損をしない方法を検討する必要があります。

デマンドワゴン導入に向けた検討

1　理想はイーグルバス以外の交通事業者（バス・タクシー事業者）（以下、「他の交通事業者」という。）が、道路運送法の許可を得て「一般乗合旅客運送事業」として運行する。

メリット：
運行の安全・安心の確保
国の補助制度等がある

→　他の交通事業者に対しデマンドワゴンの運行を打診する。

2　他の交通事業者から運行について回答がない場合、もしくは公費負担等条件面で合意に至らない場合。

→　自家用有償運送事業による運行を検討する。

運行：運転、運行管理、予約受付の業務

優先順位	運営主体	運行主体	運転免許	備考
２－１	町	交通事業者	２種免許	バス・タクシー事業者に運行を委託する。
２－２	町	交通事業者	１種免許（要認定講習）	バス・タクシー事業者の他、観光バス、運送などの交通事業者に運行を委託する。
２－３	町	ＮＰＯ等	１種免許（要認定講習）	運行を社協、商工会、観光協会等に運行を委託する。
２－４	町	地域住民	１種免許（要認定講習）	町が地域住民を雇用し、地域住民が運行する。
２－５	ＮＰＯ等	ＮＰＯ等	１種免許（要認定講習）	社協、商工会、観光協会等が自ら運行する。
２－６	地域住民	地域住民	１種免許（要認定講習）	地域住民がNPOを立ち上げ、自ら運行する。

メリット：
普通免許保有者による運行が可能

自家用有償運送の概要
- バス・タクシー事業者で運送サービスが提供されない場合に
- 登録を受けた市町村／NPOが
- 自家用自動車（白ナンバー）を用いて
- 有償で運送することを可能とする制度

一般乗合		有償運送
道路運送法の許可	法位置付け	道路運送法の登録
バス・タクシー事業者	運営主体	市町村/NPO
バス・タクシー事業者	運行主体	市町村/NPO バス・タクシー事業者
緑	ナンバー	白
２種免許	運転免許	１種免許（要認定講習）
国補助金・特別交付税措置あり	補助制度	なし

自家用有償運送の特徴
- 一種（普通）免許で運転できる。
- 自家用車（白ナンバー）が活用可能
- 区域を定めた運行が可能
- 有償（実費の範囲）での運行が可能
- 交通事業者以外へ委託可能（町が運営主体の場合）

デマンドワゴン導入に向けた検討プロセス

①交通事業者（バス・タクシー事業者）に対し「一般乗合旅客運送事業」もしくは「自家用有償運送（市町村空白）」によりデマンドワゴンの運行が可能か検討を依頼する。

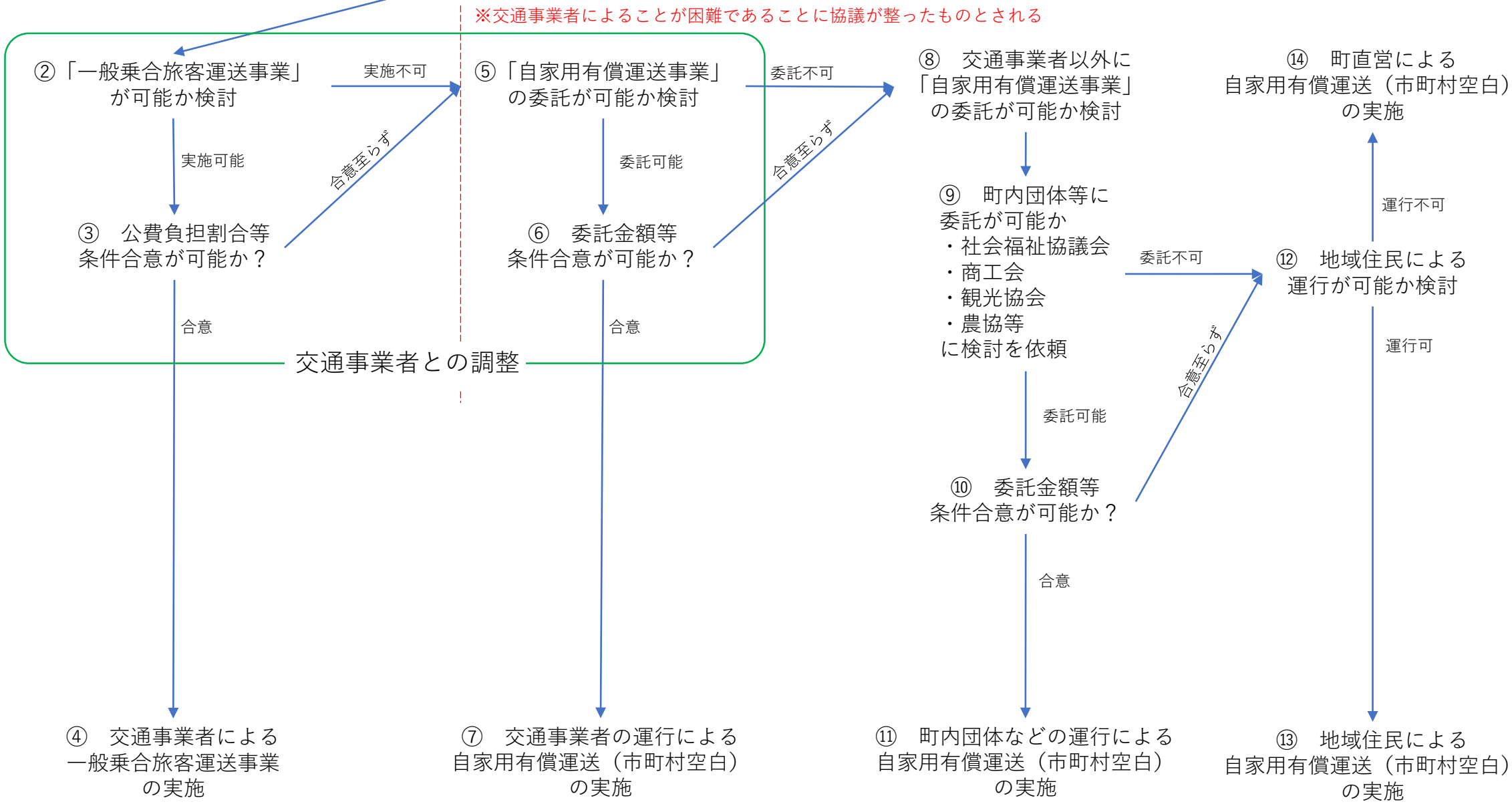

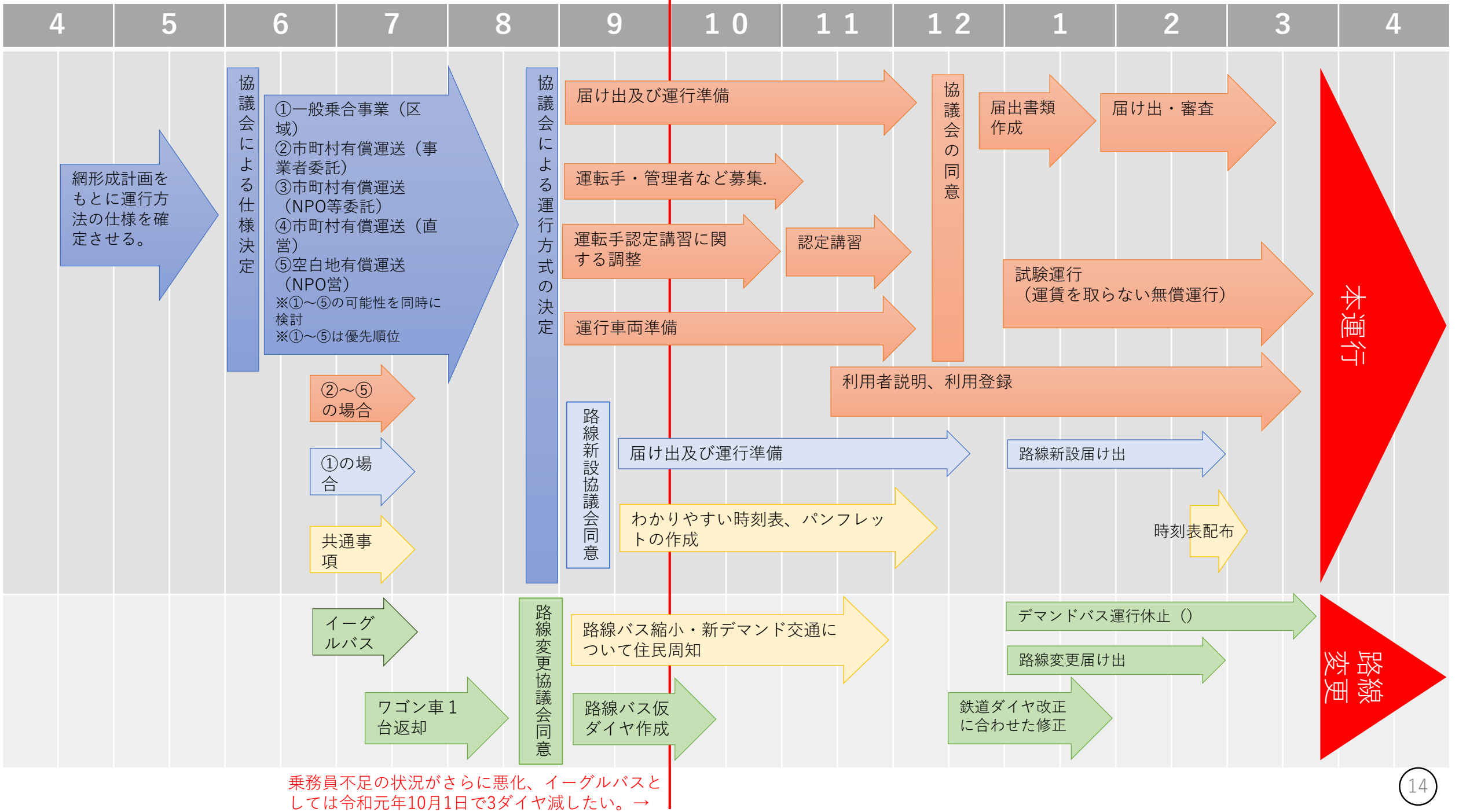
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3
4
網形成計画をもとに運行方法の仕様を確定させる。
協議会による仕様決定
①一般乗合事業（区域）
②市町村有償運送（事業者委託）
③市町村有償運送（NPO等委託）
④市町村有償運送（直営）
⑤空白地有償運送（NPO営）
※①～⑤の可能性を同時に検討
※①～⑤は優先順位
②～⑤の場合
①の場合
共通事項
イーグルバス
ワゴン車１台返却
協議会による運行方式の決定
路線新設協議会同意
路線変更協議会同意
届け出及び運行準備
運転手・管理者など募集.
運転手認定講習に関する調整
認定講習
運行車両準備
協議会の同意
届出書類作成
届け出・審査
試験運行（運賃を取らない無償運行）
利用者説明、利用登録
本運行
届け出及び運行準備
路線新設届け出
わかりやすい時刻表、パンフレットの作成
時刻表配布
路線バス縮小・新デマンド交通について住民周知
路線バス仮ダイヤ作成
デマンドバス運行休止（）
路線変更届け出
鉄道ダイヤ改正に合わせた修正
路線変更
乗務員不足の状況がさらに悪化、イーグルバスとしては令和元年10月1日で3ダイヤ減したい。→